

日連第20～801号  
平成21年3月24日

都道府県協会御中

(社)日本エルピーガス連合会

長期使用製品安全点検制度の周知等について  
(お願い)

標記につきましては、これまで関係法令の改正等をお知らせするとともにLPガス保安高度化マニュアルへの制度概要の掲載等周知を行ってきたところ  
です。

この4月1日からの施行に向け、LPガス販売事業者としては、特定保守製品を販売する「特定保守製品取引事業者」又は、LPガスを供給する「関連事業者」に該当することから、お客様への制度内容の説明や周知又、メーカーへ所有者情報の提供等の対応が求められております。

つきましては、貴協会会員に対して、本制度の内容等についてあらためて周知徹底くださいますようお願いいたします。

なお、今後発行する日連周知文書にも制度概要を掲載する予定です。

また、LPガス販売事業者が行うべき事項の概要を別紙1に記載するとともに、メーカーが行う点検との関係で注意すべき事項を別紙2に掲載しました。

以上

発信手段：Eメール

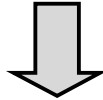
担当者：保安技術部 内倉、渡辺、瀬谷

# 別紙 1

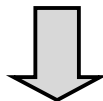
## 制度の大きな流れ（一般的な例）

下線部分は L P ガス販売事業者が行う事項

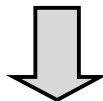
1. 「特定保守製品取引事業者等」となるメーカーは、特定保守製品を出荷する際に、所有者票（メーカーが所有者情報を把握するためのハガキなど）を同梱して出荷。



2. 特定保守製品を購入したお客様は、所有者票に必要事項を記入してメーカーに返送。  
その際、特定保守製品を販売する事業者（LPガス販売事業者含む）は、お客様に、引渡時等にあらかじめ同梱されている所有者票の内容を説明する義務と返送の代行等の協力を行う責務が課せられる「特定保守製品取引事業者」となる。



3. メーカーは、返送された所有者票の情報をもとに、点検期間開始前に郵送や電子メール等により、お客様に点検を通知。



4. メーカーは、点検通知を受けたお客様から点検を求められた場合は点検を行う。なお、既販品についても点検できる体制を整備しておく。

\* 特定保守製品の販売を行っているか否かにかかわらず、不動産業者、修理・設置業者、電気・石油・都市ガス・LPガス供給事業者等は、お客様に制度の内容を周知する責務を課せられる「関連事業者」となる。

## LPガス販売事業者が行うべき内容

### 1. 特定保守製品の販売を行うLPガス販売事業者が行うべき内容：「特定保守製品取引事業者」

#### (1) 所有者への引渡時の説明〔義務〕

- ・点検等の保守や所有者情報の提供(登録・変更)等の必要性を製品の取得者に説明する。(次ページの図右下段参照)
- ・製品に同梱されている所有者票を取得者に示して、そこに記載されている法定説明事項を説明する。(次ページの図上段参照)
- ・説明の相手は一般消費者に限らない(所有者として家屋賃貸人等の事業者があり得ることを考慮。)
- ・説明すべき時期は、まさに引渡を行うその時でなければならないわけではなく、引渡と時間的に先後することは許される(ただし、時間的に密接であることは必要。)

#### (2) 所有者情報の提供の協力〔義務〕

- ・製品の取得者から所有者登録のため、所有者情報の提供を受けた場合には、メーカー等に対する所有者情報の提供に協力しなければならない。
- ・協力は、所有者票に記載の所有者登録の方法(所有者票の送付やウェブ登録等(次ページの図参照))の代行等によって行う。

### 2. 全てのLPガス販売事業者が行うべき内容(特定保守製品の販売を行っているか否かにかかわらず)：「関連事業者」

#### 所有者情報の提供〔責務〕

料金通知等や保安点検・調査の結果をお客様に通知する場合や、あわせてチラシ等を配布する場合は、当該通知書面の裏面等や当該チラシ等に次の事項を記載する。

また、お客様と対面する機会に、特定保守製品が設置されていることがわかる場合には当該記載内容の周知を行う。

- ・ 特定保守製品が設置されている場合にはメーカー等へ所有者情報の提供(登録・変更)が必要であること。
- ・ 点検期間に点検を行うことが必要であること。
- ・ メーカー等への連絡先は製品に表示されていること。



## 別紙 2

### メーカー等が行う点検との関係で注意すべき事項

#### イ) CO測定値について

本点検制度でメーカー等が行う点検基準にCO測定が含まれているが、その数値と高圧ガス保安協会作成の保安業務ガイド（点検・調査）にある数値に差異が生じている。

このことから、両者の整合を図ることとし、上記保安業務ガイドの一部改正を行うこととしているとのこと。

#### ロ) 小型湯沸器の設置位置について

本点検制度の省令の点検基準に小型湯沸器の設置位置は「こんろ直上から外れていること。」となっている。

また、現在「ガス機器の設置基準及び実務指針」（通称：黒本）等において、「有効な防護措置のない小型湯沸器のコンロ直上設置をしてはいけない」旨の記載がある。

一方、液化石油ガス法・ガス事業法では小型湯沸器をコンロの直上に設置してはいけないという制限はない。

このことから、機器の設置時に小型湯沸器をコンロの直上に設置しないよう徹底するとともに、定期消費設備調査の際に自主的に確認することが望ましい。

## 参考 1

### 点検制度に係る都道府県協会への主な発信文書

発信日	発信番号	タイトル
H19.11.22	19～338	「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律」について（お知らせ）
H20.3.27	19～473	「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律」の施行期日を定める政令及び「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」の公布について（お知らせ）
H20.4.8	20～16	「経済産業省特定保守製品に関する省令」の公布について（お知らせ）
H20.4.8	20～17	点検制度ガイドライン案に関する意見募集について（お知らせ）
H20.4.25	20～78	点検制度パンフレット等の配布と説明会の開催について（お願い）
H20.5.23 等	20～137 等	長期使用安全点検・表示制度の説明会開催について（お知らせ）*地域ごとに発信
H20.9.18	20～429	点検制度ポスター・リーフレットの配布について（お願い）
H20.9.25	20～447	長期使用製品安全点検・表示制度ポスター・リーフレットの送付先・必要部数について
H21.2.19	20～740	長期使用製品安全点検制度の消費者向け周知チラシの有償印刷について（お知らせ）

## 参考 2

### 関係法令抜粋

#### 消費生活用製品安全法（抜粋）

（引渡時の説明等）

第三十二条の五 特定保守製品を、売買その他の取引により、又は特定保守製品以外の物に関する取引に付随して取得しようとする者（特定保守製品を再度譲渡することを目的として取得しようとする者及び主務省令で定める者を除く。第三十二条の八第三項において「取得者」という。）に対し、当該取引の相手方たる事業者（以下「特定保守製品取引事業者」という。）は、当該特定保守製品の引渡しに際し、次の事項について説明しなければならない。ただし、当該特定保守製品の点検期間が経過している場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 一 特定保守製品は、経年劣化により危害を及ぼすおそれが多く、適切な保守がなされる必要がある旨
- 二 当該特定保守製品に係る特定製造事業者等に対して所有者情報を提供した場合には第三十二条の十二第一項に規定する点検通知事項の通知がある旨
- 三 その他特定保守製品の点検その他の保守に関し主務省令で定める事項

2 特定保守製品取引事業者は、前項の規定により説明するに当たっては、特定保守製品に所有者票が添付されているときは、その旨を併せて説明しなければならない。

（勧告及び公表）

第三十二条の六 主務大臣は、特定保守製品取引事業者が前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定保守製品取引事業者に対し、同条の規定により説明を行うべきことを勧告することができる。

（関連事業者の責務）

第三十二条の七 特定保守製品に関する取引の仲介、特定保守製品の修理又は設置工事その他の特定保守製品に関連する事業を行う者は、特定保守製品の所有者に対して、第三十二条の五第一項各号の事項に係る情報が円滑に提供されるよう努めなければならない。

## 消費生活用製品安全法施行令（抜粋）

第三条 法第二条第四項の特定保守製品は、別表第三に掲げるとおりとする。

.....

（ 施行期日 ）

第一条 この政令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

（ 特定製品に関する経過措置 ）

第二条 この政令による改正後の消費生活用製品安全法施行令別表第一第七号から第九号までに掲げる特定製品（以下「追加特定製品」という。）の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から二年間は、消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第四条第一項の規定にかかわらず、法第十三条の規定による表示が付されていない追加特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

（ 特定保守製品に関する経過措置 ）

第三条 この政令の施行の際現に改正後の消費生活用製品安全法施行令別表第三に掲げる特定保守製品の製造又は輸入の事業を行っている者に関する法第三十二条の二の適用については、同条第一項中「事業開始の日」とあるのは、「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十七号）の施行の日」とする。

2 法第三十二条の二から第三十二条の十七までの規定は、これらの規定の施行前に製造され、又は輸入された前項の特定保守製品については、適用しない。

.....

別表第三（ 第三条関係 ）

一 ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）別表第一第一号に掲げるガス瞬間湯沸器（屋外式（屋外に設置され、風雨の影響に耐える構造を有する方式をいう。以下同じ。）のものを除く。）

二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）別表第一第三号に掲げる液化石油ガス用瞬間湯沸器（屋外式のものを除く。）

三 石油給湯機

四 ガス事業法施行令別表第一第三号に掲げるガスバーナー付ふろがま（屋外式のものを除く。）



- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令別表第一第五号に掲げる液化石油ガス用バーナー付ふろがま（屋外式のものを除く。）
- 六 石油ふろがま七電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第二第八号（二七）に掲げる電気食器洗機（システムキッチン（台所流し、調理用の台、食器棚その他調理のために必要な器具又は設備が一体として製造される製品をいう。）に組み込むことができるように設計したものであつて、熱源として電気を使用するものに限る。）
- 八 電気用品安全法施行令別表第二第八号（四八）に掲げる温風暖房機（密閉燃焼式のものであつて、灯油の消費量が十二キロワット以下のものに限る。）
- 九 電気用品安全法施行令別表第二第八号（六〇）に掲げる電気乾燥機（浴室用のものであつて、電熱装置を有するものに限る。）

## 経済産業省関係特定保守製品に関する省令（抜粋）

（引渡時の説明に関する事項等）

第九条 法第三十二条の五第一項本文に規定する主務省令で定める者は、次の者とする。

- 一 当該特定保守製品取引事業者に対して当該特定保守製品又は当該特定保守製品の付属する建物を賃貸することを約してこれを取得しようとする者
- 二 特定保守製品につき十分な知識を有しており、特定保守製品の保守を的確に遂行することができる者に当該特定保守製品の管理（当該特定保守製品の付属する建物の居住部分の管理を含む。）を委託することとして、当該特定保守製品又は当該特定保守製品の付属する建物を取得しようとする者
- 三 売買その他の取引に先立って当該特定保守製品取引事業者に当該特定保守製品を廃棄する旨を申し出て、当該特定保守製品の付属する建物を取得しようとする者
- 四 建物に特定保守製品を付属させ、当該建物の所有権を移転させる目的で特定保守製品を取得しようとする者（当該建物を一定期間保有し、又は管理した後に譲渡することを目的として取得する場合を除く。）
- 五 特定保守製品の付属する建物の所有権を移転させる目的で特定保守製品の付属する建物を取得しようとする者（当該建物を一定期間保有し、又は管理した後に再度譲渡することを目的として取得する場合を除く。）

2 法第三十二条の五第一項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

- 一 特定保守製品の所有者は、法律上特定保守製品に表示された点検期間内に当該特定保守製品の点検を行うことが求められている旨
- 二 特定保守製品の所有者は、法律上その変更がある場合を含め所有者情報を特定製造事業者等に提供することが求められている旨
- 三 特定保守製品取引事業者は、取得者から所有者情報の提供を受けた場合には、当該所有者情報を速やかに特定製造事業者等に提供する旨